

ヒラルル・サービー著  
谷口淳一・清水和裕監訳 『カリフ宮廷のしきたり』

伊藤 藤 隆 郎

以下に紹介する書の原著者ヒラルル・サービーは、西暦十世紀末から十一世紀半ばにかけてバグダードで活動した書記、歴史家。本書で翻訳された彼の著作『カリフ宮廷のしきたり』（原題 *Rasūm dar al-khilāfa*）は、アッバース朝カリフ宮廷における儀礼や作法、また公文書の書式などについて伝える貴重な史料として知られる。まずは、このような重要なアラビア語文献が日本語で読めるようになったことを喜びたい。

本書は、一九九八年四月から二〇〇二年一月まで続けられた輪読会の成果がもとになっている。その内容は、既に「アラビア語写本史料研究会」ホームページ上で逐次公開されていたが（現在は <http://www.lu-tokyo.ac.jp/IAS/Japanese/archives/6-hansGMS/SSGindex.html> と同じ URL で見ることができ）、本書で「大幅に改訂」された。この輪読会の参加者、つまり本書の共訳者は、監訳者二人のほか、村田靖子、近藤真美、矢島洋一、二宮文子、橋爪烈、沼田敦、森高久美子の諸氏で、テキスト読了後も訳語や表記の統一、注や索引、付表の作成などを各人が分担した由である。以上の翻訳と出版までの

経緯については「緒言」に詳しい。

「緒言」ではまた、底本である校訂本（ed. M. Awwad, Bagdad 1964）、現在知られている唯一の写本（アズハル図書館蔵、本書ではマイクロフィルムを利用）と、英語訳、ロシア語訳、現代ペルシア語訳の各一点が紹介される。このうちロシア語訳とペルシア語訳については、「校訂本や英語訳に見られない詳しい注釈が含まれており、難解な部分の理解や用語・固有名詞に関する情報を得る際に役立つ」（×頁）と簡単に触れられるのみで、訳注でも言及されることは僅かである。本書が刊行された以上、読者がわざわざロシア語訳やペルシア語訳まで参照する必要はほとんどないと思われるが、両訳書の全体の評価について、ここでもう少し詳しく述べたい欲しかった。一方、英語訳（E. A. Salem: *Rasūm Dar al-Khilāfa: The Rules and Regulations of the 'Abbasid Court*, Beirut 1977）の誤りやそれとの解釈の違いは本文脚注で随時指摘されている。その多さからも、本書がこの英語訳より全体として優れた翻訳であることは明らかである。

「凡例」に続く「解題」は、(1) 著者ヒラルル・サービーとその祖父

アブー・イスハーク・イブラーヒーム、(Ⅲ)彼らの出身であるサービー家、(Ⅳ)『カリフ宮廷のしきたり』およびその他のヒラールの著作、(Ⅴ)『カリフ宮廷のしきたり』成立の時代背景、に關して述べる。

ヒラールは、西曆九七〇年に「非ムスリムのサービーア教徒の出身であり、科学者、書記の名家であるサービー家の一族に生まれ」、書記として活躍、一〇二一―一三年にイスラームに改宗し、一〇五六年に没した。その他の彼の経歴は、あまり多くのことがわからないようである。本書の原題も確定されたものではないらしい。ヒラール自身による表題への言及がなく、写本の扉は後世に付け加えられた可能性が高いからである。しかし、十四世紀に書かれた伝記集にはヒラールの著書として *Rasūm dar al-ihāfa* という書名が挙げられているといふ (xxiii 頁)。

彼の祖父イブラーヒームは高名な書記で、ヒラールにとって『カリフ宮廷のしきたり』を書く際の最も重要な情報源であった。曰く

私は、上記の大部分が、時の経過や状況 (waka) の変化、また、その情報に身をもって接したりそのものを実際に目にして慣れ親しんだ当時の人が皆去ってしまったことによって、消えてしまっているのに気づいた。さらに私は、自分が祖父イブラーヒーム・ブン・ヒラールから、これらのことについて聞いていたことに気づいた。その知識とそれが慣行となった理由の多くを祖父と共有する人物は、彼の時代には既に残っていなかった。またその伝承経路や伝承内容を私と共有する人も現在残っていない。そこで私は、この残存物が、忘却された過去のことについて「消滅する」ことを恐れた (六頁)。

なお、評者未見であるが、彼の『書簡集 *Rasā'il*』の校訂・研究が最近刊行された (K. U. Hachmeier: *Die Briefe Abu Ishāq Ibrāhīm al-Sābi's* (St. 384/994 A.H./A.D.: *Untersuchungen zur Briefsammlung eines berühmten arabischen Kanzleischreibers mit Erstedition einiger seiner Briefe*, Hildesheim/Zürich/New York 2002) )

彼らの生まれたサービー家は、イブラーヒーム以前の世代は典医として、彼以降は主に書記として、アッバース朝カリフやブワイフ朝君主に仕える人物を輩出した。ところで、書記または官僚として活躍する異教徒ないし改宗者がその後もイスラーム世界でしばしば見い出されるのはどうしてなのであろうか。「解題」の執筆者である清水は、「書記術が法学などのイスラーム学とは独立した」「技術」で、「異教徒がこの「技術」を学ぶ、何らかの教育システムが存在していたと考えるべきであろう」という見解を示すが (xi 頁)、この問題の解明には、書記や官僚たちの社会的立場・役割、特に彼らとウラマーとの関係、また異教徒側および彼らを任用する為政者側の事情などについて、時代や地域による違いに留意しつつ、さらに詳しく検討する必要があるだろう。

『カリフ宮廷のしきたり』以外のヒラールの著作で現在にまで伝わっているのは、『歴史 *Tarīkh Hilāl al-Sābi'*』、『フズィール史 *Tuhfat al-umardā fī tarīkh a-cuzarā'*』、『美文の骨頂 *Gurar al-balāgha*』の三点で、前二者は部分的にしか残っていない。いずれも重要な史料であるが、中でも『フズィール史』は十世紀初頭のアッバース朝行財政を研究するための基本史料とされる。これはまた、『カリフ宮廷のしきたり』と重複する情報を多く含み、両書は相互補完的な

関係にあるという。そのため、本書においても『ワズビル史』が適宜参照されている。蛇足ながら、『美文の骨頂』には刊本が出ているらしき (ed. As'ad Dūbyān, Bairūt 1983)。

ヒラールが生きたのは、ブワイフ朝が実権を握りながらも、アッバース朝が名目的な支配権を維持していた時代であった。しかもこの二重権力構造には、宗派の問題が絡んでいた。ブワイフ家がシーア派十二イマーム派を信奉していたのに対し、アッバース朝カリフはスンナ派を標榜していたからである——但し、カーディルが一〇一九年にスンナ派のカリフであることを宣言するまで「アッバース朝カリフは、シーア派とは距離を置きつつも、自分たちが「シーア派にとつてのカリフではない」と定義することはなかった」(xxviii頁)。こうした当時の複雑な政治的・宗教的状况は、「解題」に簡にして要を得た形でまとめられている。なお、この間に、本書の共訳者である橋爪烈の「初期ブワイフ朝君主の主導権争いとアッバース朝カリフ」『史学雑誌』一一二—二二(二〇〇三年)、六〇—八三頁、が発表された。当時の時代背景をより深く理解するためにも合わせて読まれるべきであろう。

『カリフ宮廷のしきたり』本文は、次のような章から成る。

序

第一章 素晴らしき宮殿

第二章 つとめの作法

第三章 ハージブ職の規則としきたり

第四章 カリフ達の着座、謁見における彼らの着衣、カリフ達

の御前に加わる側近達や諸々の階級の人々の着衣

任命・委任・名誉・宴会の賜衣

第五章 任命ならびに、クンヤやラカブによって名誉を与えた

第六章 際にカリフへ贈られるもの

第七章 カリフとの文書のやりとりに関するしきたり

第八章 文書におけるカリフへの言及と祈願の定型句

第九章 カリフからの文書のしきたり

第十章 カリフから文書の受取人への祈願の定型句

第十一章 信徒の長のマウラーであることの表明

第十二章 文書の末尾に記される「某・ブン・某記す」という語

句

第十三章 カリフとやりとりする文書が書かれる紙、中に文書を

入れてやりとりする通信袋、その上に押される封印

第十四章 ラカブ

第十五章 説教壇におけるフトバ

第十六章 礼拝時に太鼓を叩くこと

第十七章 婚礼のフトバ

下僕が供する終章

第一章では、バグダード東南部のカリフ宮がいかに壮麗か、バグダードがどれほど大都市であるかについて、歳出の予算表などが引き合いにい出されて、述べられる。ただし、九世紀末のバグダードの人口を九六〇〇万とする見解が妥当と見なされるなど誇張されている部分も多く、すべてをそのままに受け取ることにはできない。第二章は最も長く、さまざまな逸話を交えながら、宮廷でのエチケットやマナー、君

窓  
主と接するときの心得を説く。身なりを清潔にすべきであるとか、君主の御前では控えめな態度をとるべきであるなどと書かれているのを見ると、古今東西、礼儀作法に大差ないのではないかと思わせられる。第三章では、ハージブ、すなわち侍従の職務が説明される。ここに見られる、ブワイフ朝君主アドッド・アッダウラがアッバース朝カリフターイーに謁見する場面の記述は、とりわけ生彩に富む（八〇—八五頁）。第四章は短い、カリフや側近、高官たちの衣服、カリフの玉座の有り様を描写し、第五章はカリフから下賜される褒美の品について、第六章はその返礼の品について、それぞれ記す。以上第六章は、有職故実に関する部分といえるであろう。

第七章から第十三章は、公文書に関する規定を扱う。文字の書き方やレイアウトに始まり、宛先人と差出人の記名方法、冒頭や末尾、祈願の定型句、使われる紙や印章、文書を入れる袋が、時代による変化とともに説明される。その際、具体的な文書の例がいくつか挙げられている。中でも興味深いのは、イブラーヒームが起草したものである。これが原因で彼はアドッド・アッダウラの怒りを買ひ、四年余り投獄されることになったのだが、ここに全文収録されているので（一一一—一一七頁）、その内容を確認できる。以上の七章は、書記のためのマニュアルと呼べる。この部分を、実際の文書や他の文書書式集、書記業務手引書などと比較検討することは、今後の研究課題の一つであろう。

ところで、第七章に「差出人の名前には触れない。なぜなら、それはカリフからの文書に書くもので、カリフへの文書に書くものではないからである」（一〇三頁）と訳されている一節があるが、この「差

出人」は右筆、つまり差出人の命で実際に文書を書いた書記と解すべきと思われる。そうでなければ、同章の始めて差出人の名前の書き方が規定されていること（一〇〇—一〇一頁）と矛盾するのではないか。また原文を見ると、同章の始めの「差出人」は *muksib* であるが、指摘した箇所では *kaib* となっている（もともと、*kaib* も差出人の意味で用いられることもあるが）。加えて、カリフ発給文書の書き手が自身の名前を記すことは、他でも説明されている（一〇九、一二三頁）。一方、カリフ以外の者から出される文書の書記はそうしなかったのかどうか、必ずしもはっきりとはしないが、第十二章前半部はそのことをいわんとしているように読める。さらに文書の書き手および差出人の記名方法に関連していえば、前述のイブラーヒームが書いた文書の中にある「家臣、家僕であるあらゆる文武官に対して、「文書の中で」彼ら自身の名を用い、自分自身の署名 (*rasm*) を書き記すほどに自身を高めることが禁止された。なぜなら、これはカリフの権利の一つだからである」（一一六—一一七頁）という一節は、カリフ宛の文書ではなく、任命書や勅令などに関するものではないかと思われる。もう一つ付け加えるなら、下級役人(?) がワズィールや軍司令官を飛び越えて直接カリフ宛に文書を書く場合「下僕や僕などと言わずに、書状で、彼らの名前や彼らの父親の名前に言及するのは咎められることである」（一〇四頁）とあるが、ここに出てくる「彼ら」は、ワズィールや軍司令官のことではなく、自分たち自身を指していると考えた方がよくはないだろうか。

第十四章から第十七章では、カリフの権限やその権威を表象する儀式が、主にブワイフ朝君主との関係で、どのように変わってきたかが

叙述される。そして終章において、この書がカリフカーイムに献呈される旨が述べられて、終わる。

さきにくつか疑問点を指摘したが、総じて翻訳は実に丁寧に行われている(ただ、そのためにかえって読みにくいところも若干あった)。写本と校訂本に加え他史料が吟味され、アラビア語原文が新たに確定されている箇所も少なくない。その他、難解な語句・文についても、ローマ字転写のアラビア語が挙げられて説明されるか、場合によっては別の訳例まで示される。人名や用語の解説も充実している。

しかし、衣服に関する注が少ないように思われた。R. Dozy: *Dictionnaire détaillé des noms des vêtements chez les Arabes* を参照すれば、「ルサーファ風ターバン」「カランスワ帽」などは注記できただけである。もっとも、これ以上注を増やすのは、煩瑣になり過ぎるというえるかもしれない。

欄外には校訂本と写本のページ数が記されており、両者と本書を容易に対比できる。また巻末に歴代アッバース朝カリフの在位年表、各地のブワイフ朝君主の支配期を示す図表、サービー家、アッバース朝、ブワイフ朝の各系図、西アジア・中央アジアおよび八―十世紀のバグダードの地図各一点、文献表、人名、地名、用語索引が付されている。読者の便が図られている。

値段も良心的で装幀もなかなか洒落ている。専門家・研究者ばかりでなく、イスラーム世界に関心を持つ人々(特にその歴史やアラビア語を専攻する学部学生)に広く本書をお薦めしたい。

註

① これに先立って同著者は、この『書簡集』の史料的价值を論じた論文を発表している。'Private Letters, Official Correspondence: Buyid *Inshā'* as a Historical Source', in: *Journal of Islamic Studies* 13:2 (2002), pp. 125-154.

(二〇〇三年三月 京都 松香堂  
三〇頁+二〇一頁 三八〇〇円)